

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第47回）開催結果概要

1 日時

平成24年10月31日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

井堀利宏，甲斐哲彦，近藤宏子，高橋宏志〔座長〕，中尾正信，二島豊太，
水野美鈴，山本和彦

（事務総局）

小林宏司審議官，小野寺真也総務局第一課長，佐々木健二総務局参事官，
岡崎克彦民事局第一・三課長，高橋康明刑事局第一・三課長，
三輪方大行政局第一・三課長，浅香竜太家庭局第一課長

4 進行

（1）社会的要因に関する意見交換について

ア 医事紛争に関する意見交換

岡崎民事局第一課長から，医事紛争についてのこれまでの調査結果について，医事関係訴訟の新受件数は，弁護士の専門化も背景にしながら平成16年に年間1089件でピークを迎えるまで増加を続け，近時は700件台で推移していること，医事紛争の分野では，平成11年から12年にかけて立て続けに社会の耳目を集める医療事故が発生したこと等による社会の関心の高まりを背景に，医療安全に関する一連の施策が進められた経緯があること，紛争予防の取組としては，医療事故情報収集等事業の運用，医療安全支援センターの設置，医療に関する教育を通じた医師と患者の相互理解の促進などが指摘できること，裁判外での紛争処理の現状としては，医療機関内では医療対話仲介者を配置するなど医師と患者との対話促進の取組が広

がりつつあること、医療ADRについては、厚生労働省に設置された医療裁判外紛争解決（ADR）機関連絡調整会議において医療ADRの普及に向けた議論が行われ、各地に弁護士会、NPO法人及び県医師会を運営主体とする医療ADRが設置されているが、機関の経済的基盤と中立性の両立、認知度の向上、医師と弁護士との信頼関係の構築などが課題となっていること、

保険の現状として、医師賠償責任保険が医事紛争において大きな役割を果たしており、日本医師会医師賠償責任保険では第三者機関の賠償責任審査会における有責・無責の判定に従って保険金が支払われていること、補償制度の現状として無過失補償である産科医療補償制度が平成21年1月に運用が開始され、制度発足後、相当数の事件が取り扱われていること、昭和55年にスモン等の事件を契機に創設された医薬品副作用被害救済制度では現在も年間1000件程度の申請を受け付けていること、

医事紛争に関する課題として、無過失補償制度の在り方の検討、原因究明制度の創設、医療ADRの利用の促進や保険との連携などが指摘できること、

諸外国の状況については、フランスでは、医事紛争の増加、訴訟の長期化、賠償額の高額化などを背景として、2002年に制定された法律により、就労不能等の重大な損害が生じた場合に、鑑定に基づく裁定結果に従って、過失がある事案については保険会社が賠償を行い、過失がない事案については国民連帯の観点から社会保障費を財源として補償公社が補償を行うという裁判外紛争処理システムが構築され、一定の成果を上げていること、

ドイツでは、1970年代に、医事紛争の増加や医事関係訴訟の長期化、刑事手続を利用した証拠収集が行われたことに対する医師側の反発などを背景に、各地の医師会において、調停所ないし鑑定所と呼ばれる裁判外紛争解決機関が創設され、医師による鑑定に基づき過失の有無について判定を行っていること、

アメリカでは、陪審裁判に至った場合の費用が高額になることや陪審裁判の判断が予測困難なこと等を背景にADRが広く利用されており、ADRが弁護士のビジネスモ

デルとしても確立していることなどが説明された。

(中尾委員)

医事紛争をめぐる現状については、ADRや保険制度等の裁判外紛争解決の仕組みがようやく全体的に整い始めた段階にあるということを前提に評価する必要がある、現時点ではこうした仕組みを拡充させていく方向にあると思う。これまでのヒアリングでもかなりの医事紛争が潜在化し、暗数があるというのが共通した意見だったと思うが、そうした紛争が、整備されつつある仕組みの中で顕在化していく可能性はあると思う。ただ、そういう仕組みはまだ十分ではなく、紛争解決のためのアクセスポイントを増やしていかなければならないと思っている。

医療事故の患者の救済という観点からは、医療機関側の過失の有無だけを基準にするのではなく、フランスのように過失が認定されないケースでも補償を行うシステムを、日本でも考える必要があると思う。

(井堀委員)

医事関係訴訟の件数が、平成16年まで増加し、その後は減少していることについては、どのような理由が考えられるのか。

(岡崎民事局第一課長)

一つの仮説であるが、平成11年、12年頃に見て明白な医療事故が起きて医療事故に関する報道等も増え、それにより社会の関心が高まるとともに訴訟の件数も増加し、その後、報道等の件数に落ち着きが見られるとともに訴訟の新受件数も減少していることからすると、医療事故問題に対する社会の関心の度合いが、新受件数に影響を及ぼす一つの要素になっているように思う。また、平成13年には厚生労働省に医療安全推進室が設置され、多くの病院で医療安全に関する取組が進んだことによって、裁判になる前に解決されるようになった事案が相当程度ある可能性も考えられる。

(甲斐委員)

医療は高度化してきているので紛争自体は増えているのかもしれないが、患者に対する丁寧な説明やカルテの開示が行われるなど、病院側の対応が変わってきたことも、医事関係訴訟の新受件数が落ち着いてきた原因の一つではないかという印象である。

(山本委員)

医療事故に遭った被害者が望むことは、第一に真相の解明であり、次に再発の防止であると言われるが、これまでは原因の究明や患者に対する病院側の説明が患者にとって十分なものではなかったため、患者側が真相を解明するために医師を訴訟の場に引き出そうとしてきたところがあるように思われる。現在は、医療対話仲介者を活用するなどして医療機関側による十分な説明やカルテの開示等が行われるようになり、規模の大きな病院であれば内部の事故調査委員会による調査の結果を患者に説明するといったことも行われている。こうしたことが、決定的な原因とはいえないかもしれないが、医事関係訴訟の新受件数の減少にある程度影響を及ぼしていると思われ、今後もこの傾向は続くのではないかと思われる。

医療ADRは黎明期であり、今後の動向について予測を行うことは難しいが、現状としては壁に当たっているという印象を持っている。弁護士会が運営するADRについては、医療機関側の応諾率が十分に上がっていないが、これは法律家に対する医療機関側の不信感が大きいのが原因ではないかという印象を持っている。NPO法人が運営するADRについては財政的な問題があり、何らかの措置をとらない限り単体で黒字にすることは不可能な状況のようである。この点、ドイツでは医師会がADR機関を運営しているが、医療機関側がプロフェッションとして紛争を自律的に解決し、財政的に一定の負担もするドイツの方式は、運営の中立性の確保が課題になるとは思うが、日本における医療ADRの今後の在り方として参考

になるのではないか。

(二島委員)

医事関係訴訟の新受件数は統計上は減少しているが、今後も同じ傾向が続くかは疑問がある。国内実情調査ではインターネットの普及によって国民の権利意識が向上していくのではないかという指摘がされたが、医療の分野でも、情報開示が進めば、患者自身が治療内容をインターネットである程度検索できるようになるので、こうしたことが患者の意識に変化を生じさせるのではないかと思う。

B型肝炎ウイルス感染に関する最高裁判決があり、その後、特別措置法が制定されて、同法の要件に該当する者が確定判決等を提出することにより給付金の支給を受けられるようになったため、最近では、訴訟等の提起を念頭に置いていると思われる病院に対するカルテの閲覧請求が急増しているという話を聞いている。インターネットを通じてクラスアクション的なものが容易にできるようになると、特に薬害のような事案では、一つの判決を契機に暗数となっていた紛争が掘り起こされることもあると思う。

医薬品副作用被害救済制度に関連することとして、いわゆる医薬分業が進み、薬剤師が在宅医療の分野に進出しようという動きもあるようであり、薬剤師の動向も、今後の紛争の動向に影響を与える可能性があると思われる。

(水野委員)

インターネットには情報があふれており、インターネットの検索を通じて自分の治療方法に疑問を持ち、それが紛争につながることもあるが、他方で、セカンドオピニオンに関するものなど患者に有益な情報もインターネットで得られるので、患者が利用可能な制度に関する情報に接するなどして、結果として紛争が減ることも考えられるのではないか。

医療対話仲介者が最初に十分な説明を行えば、無用な紛争が防止できると思われるが、単に医療対話仲介者のようなものを置けばよいのではなく、その質が重要であり、医療機関側の姿勢が変わらないと、不誠実な対応によりかえって紛争を誘発することにもなりかねない。制度の形は整いつつあるが、その質を高め、実効あらしめる方策を考えていくことが必要ではないか。

(山本委員)

形式的に医療対話仲介者を置いただけでは、仲介者が病院の執行部と患者との間で板挟みになって苦しむ結果となってしまふ。また、医療対話仲介者による調整が、患者側の正当な権利主張を抑える方向で機能する可能性もある。医事関係訴訟の新受件数が減少している背景には、いい面もあるが、こうした悪い面もあり得るということに留意する必要がある。

(中尾委員)

これまでの議論を踏まえると、紛争のうち明らかな医療過誤については対話を行う中で早期に解決できているようであり、患者の思い違いによるものについては、医療機関側が丁寧に説明することや代理人が説得することで未然に防げられると思われる。そうすると、訴訟となるのはどのような類型の事案が多いのか。

(岡崎民事局第一課長)

感覚的には、事案が以前と比べると難しくなっているという印象がある。また、和解により終局している事件は多くあるが、和解ができずに判決により終局する事案の、認容率は2割程度であり、以前と比べると認容率が低下している。一つの仮説としては、かつては医療機関側の過失が明白なものも裁判に持ち込まれていたが、最近では、医療機関内で原因の解明が進められることも多く、医療機関側の過失が明白な事案については、裁判の前に保険等も活用しながら解決に至ることが多くなり、こうしたこ

とが医事関係訴訟の新受件数の減少や認容率の低下の原因ではないかという見解もある。しかし色々な仮説はあるものの、現時点では、新受件数の減少や認容率低下の原因は不明である。

(二島委員)

医事関係訴訟の新受件数は減少しているが、原告が代理人を選任しない本人訴訟の数は減っていないように思われ、興味深い。

(中尾委員)

医事紛争のうち複雑困難な事案が訴訟となり、それ以外の事案を医療ADRや医療機関内のシステム等で解決されるとすると、医事紛争には感情的な対立などもあって複雑困難な事案が多く、医療ADR等での解決には限界があるように思われるので、無過失補償のような抜本的な救済システムが整備されない限り、医事関係訴訟の新受件数が更に減少するとは考え難いのではないか。

(山本委員)

現在の医療ADRは美容整形等の事案では解決に至っているという印象だが、医事関係訴訟でよく見られる重篤な事案は扱えていないと思われ、必ずしも訴訟の代替的手続とはなっていない。また、原因究明の点で医療ADRが裁判所と同水準の機能を持つということは非常に難しいと思っている。厚生労働省でも検討中の医療事故の調査を行う第三者機関で医療事故の原因究明ができるようになれば、その結果を前提に、医療ADRで解決を図ることができるかもしれないが、制度の整備にはまだ時間がかかると思われる。

(小林審議官)

医事紛争の分野では、専門弁護士も増えているが、必ずしもこれまでは医事紛争を専門的に取り扱っていなかったと思われる弁護士も参入してきているようである。また、最近では、これまでは少なかったインプラント

などの歯科に関する紛争も増えてきていると聞いており，こういった事案がADRに流れるのか，裁判に流れるのかは，今後も注視していく必要がある。

（二島委員）

医事紛争を専門としない弁護士が，歯科や美容整形などの医事紛争を取り扱うことが増えていくことで，今後，医事紛争の外縁は広がっていくのではないかと。

（甲斐委員）

最近ではペットに対する医療行為に関する訴訟が増えていると聞いたことがある。

（高橋座長）

裁判所については難しい事件が増えてきているようであるし，判例が一つの契機となって潜在的な紛争を顕在化させていくということもあろう。

また，最近では医療事故原因の調査を専門にする弁護士がいると聞いたことがあるが，こうした弁護士が機能すれば，医事紛争に影響を与えることになるだろう。他方，アメリカでは私的な鑑定意見の作成が職業として成り立っており，中には質の悪い鑑定意見もあるようであるが，日本でもこのようなことが広がれば，医事紛争を攪乱させる要因となるであろう。他方，事故原因の調査を専門とする弁護士が機能すれば，それも医事紛争の動向に影響を与えることになるだろう。

医事紛争については，現時点では紛争処理制度の骨格はできてきているが，医療対話仲介者の実態など，内容の充実はこれからの問題ということになると思われる。

イ 建築紛争に関する意見交換

岡崎民事局第一課長から，建築紛争についてのこれまでの調査結果について，建築関係訴訟の新受件数は平成16年に年間2877件で最多となり，

代理人選任率の高い紛争類型として多くの訴訟が提起されていたが、近時は減少傾向にあること、建築紛争の分野では、秋田県木造住宅の欠陥住宅問題をきっかけに住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）が制定され、構造計算偽装問題をきっかけに特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下「瑕疵担保履行法」という。）が制定されるなど、医事紛争と同様、制度整備の背景として訴訟の増加や社会の耳目を集める事件の存在を指摘できること、紛争予防に関する現状として、品確法により10年間の瑕疵担保責任が義務化されるとともに住宅性能表示制度が創設されたが、この制度を利用している評価住宅の割合は20%程度にとどまっており、国土交通省が目標とする50%には及んでいないこと、瑕疵担保履行法により住宅瑕疵担保責任保険に加入するなどの資力確保の措置が義務付けられたところ、同保険における保険事故発生率は、制度導入時の想定を大きく下回っており、実地検査を前提とする保険の紛争予防機能が発揮されているものと考えられること、裁判外の紛争解決機関としては、評価住宅を対象に建築ADRが開始されるとともに、瑕疵担保履行法の制定に伴って保険付き住宅も建築ADRの対象に含められたが、建築ADRの受付件数は増加傾向にあるものの年間100件程度にとどまっていること、品確法により設置された住宅紛争処理支援センターでは、弁護士会の専門家相談と連携して電話相談業務に取り組んでおり、その件数は相当数のボリュームがあること、中古住宅売買とリフォーム工事に関する保険については、任意保険として販売が開始されているが、保険の普及率は数%程度にとどまっていること、課題として、住宅性能表示制度、建築ADR、中古住宅売買及びリフォーム工事に関する保険といった各種制度の普及はいずれも十分とはいえず、運用の改善や広報活動の必要性などが指摘できること、諸外国の状況について、総じて保険制度が充実しており、フランスでは、施工業者だけでなく施主にも保険加入を義務付けており、瑕疵があった場合、施主

は自らが加入する損害保険から修補費用を受け取り，その後の紛争解決は保険会社相互で図られているため，建築紛争の解決はADRではなく保険会社相互の話合いが中心となっていること，ドイツにおいては，施主に保険加入義務があるわけではないが，保険が広く浸透しており，保険会社を中心とした当事者間での話合いによる紛争解決が試みられていること，アメリカでは，保険が中心的な役割を果たすとともにADRが普及しており，アメリカ建築家協会の標準契約書では訴え提起前の調停の利用を義務付ける条項が設けられるなど，契約書でADRの利用を合意することも多く，代理人の専門化や訴訟費用の高額化なども背景に，高い割合で調停が成立していることなどが説明された。

（佐々木参事官）

本日御欠席の仙田委員から，海外調査なども踏まえてみると，日本特有の問題として，契約書が交わされていないために紛争になっているものがあると考えられ，今後，契約の書面化の必要性については強く発信していく必要があるという趣旨の御意見を事前にいただいた。

（井堀委員）

契約書が作成されていない例は，どれくらいあるのか。

（二島委員）

建築工事の場合，請負業者が下請け業者を使う場合には，契約書を作成しないこともあるようである。

（甲斐委員）

基本契約では契約書を交わすが，追加工事ではほとんど契約書を作らないということも多いようである。

（中尾委員）

建築業界では，下請けが重層的で，下請業者は契約書なしで動くことが多いといった構造的な体質の問題があるため，契約書・設計図書の整備は

非常に重要であるが、それだけですべてが解決するわけではないと思われる。保険等の仕組みを作っていかなければならないが、この点の制度の整備ははまだ緒に就いたばかりであり、建築紛争は、問題が深刻な割には紛争解決の仕組みが整っていないのが現状といえる。どこから手を付ければ有効な処方箋となるのかも分からない状況で、紛争が起これば、かなりの負担を覚悟して解決に臨んでいるというのが現状であろう。

(二島委員)

諸外国の調査を見ると、かなり保険が普及していて、これが紛争解決に役立っているようである。日本の場合は、国土交通省の目標が平成30年頃までに加入率を20%にするといっているくらいの状況で、諸外国とは大きな差がある。我が国における保険普及のあい路がどのような点にあるのか検討することも考えられる。

(山本委員)

諸外国では保険が決定的な機能を果たしているが、保険とADRとを組み合わせた我が国の品確法の仕組みは興味深い。これは、紛争解決のコストを保険料の中で賄うもので、ADRの財政問題を解決する一つのモデルとなり得る。ただ、肝心の保険の普及が十分ではなく、品確法に基づく評価住宅の普及率も20%程度にとどまっていて、国土交通省が目標とする50%には達しておらず、中古住宅売買に関する保険の普及率に至っては数%という状況である。

(中尾委員)

保険が普及しないのは、保険料を誰が負担するのかという問題が大きく影響していると思う。保険料を建築費に上乗せすると建築費が高くなり、業者が負担すると利益率が下がることになるが、もともと建築業界は利益率が薄く競争が過当な業界なので、大手のような体力のあるところはいいが、中小の業者では、保険は割に合わないということになるろう。

(二島委員)

日本でも紛争の解決にはある程度の費用がかかるという感覚が根付いてきていると思われるが、紛争解決のコストに対する意識が変われば、保険が拡充していくのではないかと。

(小林審議官)

諸外国の調査結果をみると、ドイツでは伝統的に保険が活用されているためか保険義務が法制化されていないようであるが、フランスでは法律で保険が義務化されている。日本の状況について、どのような分析ができるのかは難しい問題であるが、いずれにしても保険については問題意識を持っておきたい。

(高橋座長)

建築紛争全体とすると、人口が減少してもリフォーム工事などは増えるだろうから、急激に紛争が減るということは考え難い。各委員の指摘を踏まえると、むしろ潜在的な紛争が顕在化していくようにも思われる。また、建築紛争は、ビジネスライクに解決できるところもあると思うが、他方で、専門の細分化が非常に進んでいることや、工事全体を監理する設計士の関与が弱いことなど、紛争を複雑化させる要因も指摘もされているようである。

(二島委員)

今後の紛争の動向として、いろいろな建築部材が使われるようになっていくことから、設計監理の面だけでなく、建築部材をめぐる問題も増える可能性がある。

(水野委員)

建築部材に関しては、シックハウス症候群のような健康被害が問題になることもある。

(二島委員)

建築部材に含まれる化学物質によって健康被害が表面化した場合などのように、思いもかけないところに紛争が眠っており、何かのきっかけでこれが顕在化し、拡大するということがある。

(高橋座長)

建築紛争については、緒に就いたばかりとはいえ国土交通省を中心に制度の整備が進められているが、業界の慣行を動かすところまでに至っていないように思う。裁判所では、瑕疵一覧表等の書式を工夫するなどして審理等の合理化を進めているが、弁護士の専門化の状況はどうか。

(中尾委員)

建築紛争を専門に扱っている弁護士はまだ少なく、受任してから苦労している場合が多いのが実情ではないかと思う。建築士と連携しないと瑕疵一覧表を作ることも困難であるから、建築紛争については、弁護士と建築の専門家が連携して対応する方向になるのではないか。

(二島委員)

保険が浸透していくと、保険会社が保険事故への対応のための弁護士を養成するようになってくるが、現状のように個人による依頼が中心だと専門化を進めるのは難しいと思う。知的財産の紛争のように、弁護士が専門家と連携することになるのではないか。

ウ 紛争解決の仕組み全般に関する意見交換

小林審議官から、紛争解決の仕組み全般について、医事紛争や建築紛争の分野において紛争予防又は解決のための制度が整備されてきた経緯を振り返ると、訴訟の場で問題領域として認識され、事件数が増加する中で、社会の耳目を集める事件が発生するなどして世論が喚起され、裁判外の諸制度が構築されてきた流れがあるように思われること、こうした制度整備に係る経緯は、古くは交通紛争や公害紛争についても見られてきたことと思われ、交通紛争の分野では、昭和40年代に交通事故が激増したことを背景に保険

やADRが整備され、公害紛争の分野では、昭和30年代後半からの高度成長の弊害として公害が社会問題化したことを背景に公害等調整委員会等による公害紛争処理制度が構築された経緯があること、近時の金融ADRの法整備も、同じような背景が指摘できるのではないかと思われ、制度の整備が進む過程には、各紛争類型に共通する特徴があるように思われることなどが説明された。

(山本委員)

交通紛争や公害紛争の分野では、社会的な問題が生じたときに、裁判制度で対応しようとして非常に苦労し、最終的には裁判外の紛争解決システムが構築されていったが、こうした制度整備の作業は非常に重要と考えている。直近では、原子力損害賠償制度の構築に当たり、裁判所に事件が持ち込まれる前に、ADRで対応するという画期的な取組がされた。他方、過払金訴訟については、最初から最後まで裁判所が訴訟で対応することとなったが、どこかの時点で裁判外で解決できるような仕組みを考えてもよかったのではないかと考えている。

金融ADRや交通ADRの利用が活発なのは、実質的には片面仲裁的な制度になっており、事業者側や保険会社側がADRに応じ調停案や裁定案を受けなければならない仕組みとなっているため、申立人側から見て紛争解決の実効性が非常に高くなっていることによるものと考えられる。こうした仕組みは、一種の業界型ADRによる紛争解決システムとして一つのモデルとなり得るもので、他の分野における紛争解決についても利用できるのではないかと考えている。

他方、専門性の高い分野である知的財産の紛争解決については、ADR機関を弁護士会と弁理士会が協働して創設したが、余り利用されていないようである。これは、知的財産に関する紛争が裁判で迅速・適正に解決できるのでADRが利用されていないということなのか、ほかに違った理由

があるのがよく分からないところであるが，知的財産のように専門性の高い分野でADRが活発に利用されないのはなぜだろうと思っている。

(二島委員)

行政との関わりに着目すると，交通事故では，国が自動車損害賠償責任保険の制度を作り，自動車を購入する人は強制的にこれに加入することとなった。公害についても，社会問題化する中で行政において解決の仕組みを作った。国内実情調査では，地方自治体や消費生活センターなどの相談窓口の実情や，補助金によって成年後見に関する事業を運用している自治体があることなどが紹介された。紛争解決の仕組みの在り方については，行政との関わりについて着目することも考えられるのではないか。

(山本委員)

金融ADRの場合が典型であるが，行政の業界に対するグリップが効いているところでは，ADRの導入も効果的に行われている。オーストラリアについて調査したことがあるが，金融，電気，水道，ガス，通信など行政の力が強く及ぶ分野ではADRが比較的機能していた。他方，自動車や家電など行政との関係が弱い業界では，ADRが余り使われていない。業界と行政の関係は，紛争解決の在り方に大きな影響を与えていると思われる。

(甲斐委員)

過払金訴訟がなぜADRでの解決に向かわなかったのかということについては，いわゆるグレーゾーン金利の回収が容認されていたところから，裁判が提起されるようになり，判例の形成もあって裁判による解決が消費者側の推進力となった面があり，他方で，業者側も，裁判手続であれば対応するが，それ以外の手続には応じないという姿勢をとり，訴訟が提起された後に業者が対応するという形態がスタンダードになってしまったため，ADRでの解決に向かわなかったものと思われる。

(山本委員)

過払金訴訟については、紛争解決の指針を示すのは裁判所の役割であるが、ルーティーンとなったものまで司法権において解決すべきだったのかという問題意識を持っており、どこかの時点で業者側に一定の応諾義務を設けることや調停案の尊重義務を課すような仕組みを設けて、ADRに事件を流すことができたのではないかと考えている。

(二島委員)

過払金訴訟については、紛争が顕在化した当時は、ノンバンク系の貸金業者が多く、行政によるグリップが十分ではなかったため、制度整備が難しかったのではないかと。現在では、ほとんどの業者が銀行系に吸収されているので、当時からそういう状況であれば、過払金訴訟も金融ADRのような機関を設立して処理ができたかもしれない。

(中尾委員)

公害紛争については、開発を伴う土地売買において土壌汚染が一時大きな問題となったが、公害等調整委員会が行う原因裁定における調査は、紛争の全体像が分かるので有効である。公害紛争のように原因究明を要する事件類型については、こうした原因究明型のADRが有効だと考えている。

(高橋座長)

交通紛争が一つのモデルになると思うが、モータリゼーションの発達により交通事故が激増し、紛争が裁判所に大量に持ち込まれると、裁判所は各々について判断を示さなければならなかった。しかし、裁判所の判断基準等がある程度オープンにするなどして、紛争解決の指針がある程度固まってくると、ADRも機能しやすくなった。最近では、弁護士保険を利用して交通紛争に弁護士が関与するようにもなっている。もっとも、今後、交通紛争がなくなるわけではないし、ADRでは解決できない難しい問題については、引き続き裁判所が判断を示していかなければならないのであ

り，裁判所としては，そうした問題について質の高い判断を示していくことが求められるのだと思う。

（水野委員）

一般市民の感覚としては，紛争は裁判で解決せざるを得ないと思っている人が多いはずであり，法的紛争になりそうな問題に直面した際に，裁判所の前に行くべき信頼できる機関が明確になっていることが望ましい。現在，そのような機関として法テラスがあるが，市民と裁判外の紛争解決機関とをつなぐような役割を果たす機関がもっと認知され，浸透することが望ましい。

（二島委員）

市民に身近な存在としては，地方自治体の相談窓口があり，消費生活センターでは，法テラスや弁護士会と連携し，必要に応じて紛争を振り分ける機能を果たしている。行政と司法が交流・連携を深めていくことで，市民に利用しやすい仕組みができていくのではないか。

（2）概況編の準備状況について

佐々木参事官から，第5回報告書のうち，裁判所における事件の統計データを取り扱う概況編の準備状況について報告がされ，第一審刑事事件のうちの裁判員裁判事件に関しては，高橋刑事局第一課長から，最高裁で開催されている裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会に諮りながら，裁判員裁判実施状況の検証作業が行われていることなどが説明された。

（3）報告

小林審議官から，アメリカ，フランス及びドイツの国外類型別調査（医事紛争及び建築紛争）並びに国内実情調査（遺産紛争を中心とした家事事件に着目した調査）の結果が報告された。

（二島委員）

国内実情調査においては，少子高齢化によって人口が減少するからといっ

て必ずしも紛争が減少するものではなく，親族間の紛争が先鋭化することもあるといった調査結果も得られたところであるので，こういった点について検討することも考えられる。

(4) 今後の予定について

今回は，遺産紛争をテーマとした社会的要因についての意見交換とこれまでの社会的要因に関する意見交換を踏まえた総括的な意見交換を行うことが確認された。

また，次回以降の検討会は，次の日時に開催されることが確認された。

第48回 平成24年11月28日(水)午前10時から

第49回 平成25年2月28日(木)午後3時から

(以上)